

## 子ども・子育て支援新制度の実施に向けた各基準等に関する意見について

子ども・子育て支援新制度の実施に向けた各基準等に関する意見を募集したところ、5名の方から9件の御意見をいただきました。その概要及び市の考え方は以下のとおりです。

### 1 意見募集の実施期間

平成26年3月20日（木）から4月21日（月）まで

### 2 意見募集方法

市ホームページ、行政資料室、行政資料コーナー、各近隣センター及び各担当課（保育整備課、保育運営課、学童保育課）

### 3 意見提出者及び件数

5名（9件）

- ・ 幼保連携型認定こども園の認可基準について1件
- ・ 放課後児童クラブの設備運営基準について8件

### 4 意見の概要と市の考え方

#### (1) 幼保連携型認定こども園の認可基準について

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	建物および付属設備の一体的設置について、同一敷地、隣接敷地とのことだが、地盤・道路事情など教育的により良いほうが望ましく、半径500メートル以内であれば近いので管理もしやすい。子どもたちの環境のためにも変更していただきたい。	新たな幼保連携型認定こども園は単一の施設（1つの認可）となるため、国の子ども・子育て会議において、「建物及びその付属設備は、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けることを前提とする」方針が示されており、これは「従うべき基準」とされています。

(2) 放課後児童クラブの設備運営基準について

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	<p>児童の集団の規模で支援単位が40名以下で1名となっているが、学校が30人学級なので30名に対し1名でもいいのではないか。</p>	<p>基準案では、児童の集団規模を「おおむね40人以下とする」とし、支援員等の人数は、「支援の単位ごとに二人以上」としています。</p> <p>従いまして、一つの集団に対しては複数（最低で2名の支援員又は補助員）の支援員等を配置する考えであり、現状においてもこの基準案を上回る配置を行っています。</p>
2	<p>学校が休みの時は、保育園と同じく常時7時から開所すれば、子どもの安全も確保されるのではないか。</p>	<p>開所時間の繰上げについては、先般実施いたしました「柏市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」「放課後の過ごし方に関する調査」の結果や、今後の「柏市子ども・子育て支援事業計画」策定における議論なども踏まえ、必要性、必要な時期、実施する場合の方法、費用負担等を含めて検討してまいります。</p>

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
3	<p>今後6年生までルームに入ることが可能になるという話もあり、基準（児童一人当たりの保育室の面積＝1.65㎡以上）に満たないこどもルームについては、基準を満たすよう早急に対処願いたい。</p>	<p>こどもルームは、時期や日により、また一日の中でも時間帯により、利用児童数にかなり変化があります。国における検討過程では、常時利用する人数と一時的に利用する人数の平均人数を足して捉えることが適切とされていることから、柏市においてもその考え方を基本とし、さらに各小学校区ごとの児童数の見込みや他のスペースの活用の可否なども含めて検討してまいります。</p>
4	<p>他の自治体では、お年寄りが子どもの相手をするなど、地域や学校と連携し、こどもルームの利用の有無に関わらず子どもたちが一緒に過ごせるような取り組みもあると聞く。</p> <p>安全で豊かな児童の放課後のために、現在の仕組みにとらわれずより良い仕組みを検討してもらいたい。</p>	<p>国は、平成19年度より、「放課後子どもプラン」を創設し、地域社会の中で、放課後等に子どもたちが安全で安心して、健やかに育まれるよう、取り組みを進めています。安全・安心の面からも地域と連携した取り組みは大変重要であり、今後も関係する機関や地域とよく連携を図り、市民の皆さんの御協力もいただきながら、取り組みを検討してまいります。</p>

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
5	<p>以前，民間運営に移行する話もあったようだが，新規事業者などはわからないことが多く，委託には反対である。</p>	<p>厚生労働省が行っている学童保育に関する平成25年の調査によりますと，学童保育の運営は約60%が民営，約40%公営となっています。</p> <p>現時点では民営化に関する具体的な見通しを持っておりませんが，学童保育を取り巻く環境や保護者の皆様のご要望も多様化する中で，市といたしましても，様々な選択肢を視野に入れて検討することが重要であると考えています。</p> <p>いずれにいたしましても，検討を行う場合は，保護者の皆様との意見交換も含め，ご心配が生じないように，また保育の質の低下などを招かないよう進めてまいります。</p>
6	<p>都内では全児童を対象とした放課後の居場所作りに移行していく動きもあるが，長時間いる児童に関しては，異学年の交流が活発な今のような体制がよい。</p>	<p>国では，市長部局，教育委員会（学校），地域，保護者の皆様など，様々な資源が連携して，児童の安全安心な放課後を支援していこうとしています。今般の制度改正や，設備運営基準を定めることにより，学童保育が児童の居場所として，また児童がその育成の過程で適切な支援を得られる場として役立てるよう努めてまいりたいと考えています。</p>

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
7	<p>「児童の保護者や地域社会に対し運営内容を適切に説明するよう努めなければならない」との記載があるが、これは定期的に行うのか、問い合わせがあった場合だけなのか。また、「その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない」とあるが、評価を行った結果はどのように公表するのか。</p>	<p>前段の部分につきましては、学童保育の適切な運営には、利用する児童を中心に、地域社会、学校、保護者など、様々な人や機関との連携が重要であることを改めて示したものと理解しています。</p> <p>後段の部分につきましては、具体の評価や公表の方法については今後の検討課題ですが、少なくとも年に1回の定期的な評価報告と、必要に応じての随時の評価報告となると考えており、公表の方法は各ルームでの掲示や市ホームページへの掲載などを考えています。</p>
8	<p>こどもルームの対象年齢、学年について、原則、希望者は6年生まで利用を可能としてもらいたい。</p>	<p>学童保育に関しては、児童福祉法の改正を踏まえ、事業の対象年齢が現行の3年生までから6年生までに変更される予定です。</p> <p>これまでも、事業の対象範囲とは別に、定員に余裕がある場合や入所をするに足りる事情がある場合（障がいのある児童など）については入所を許可してまいりました。</p> <p>今後「柏市子ども・子育て支援事業計画」策定における議論や、その過程でのご意見なども参考にしながら、また、放課後の児童を支援する他の施策との連携なども踏まえ、高学年の取扱いについても検討して参りたいと考えています。</p>